

令和5年

衣浦衛生組合第4回定例会会議録

令和5年12月26日

令和5年第4回衣浦衛生組合議会定例会会議録

令和5年第4回衣浦衛生組合議会定例会は、令和5年12月26日（火）午前10時衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

	管理者の招集あいさつ
第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	一般質問
第4 議案第10号	衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第5 議案第11号	令和5年度衣浦衛生組合一般会計補正予算（第2号）

2. 本日の会議に付した事件

(1) 議事日程第1から第5

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（10名）

1番	山口 春美	2番	大竹 敦子
3番	岩月ひろし	4番	柘宜田拓治
5番	新美 交陽	6番	岡田 公作
7番	柴口 征寛	8番	杉浦 康憲
9番	橋本 友樹	10番	長谷川広昌

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

管理者	柘宜田政信	副管理者	深谷 直弘
副管理者	金沢 宏治	参 与	吉岡 初浩
事務局長	片山 正樹	庶務課長	高橋 文彦
業務課長	田中 秀彦		

5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長	生田 和重
碧南市環境課長	中川 知之
高浜市市民部長	岡島 正明
高浜市経済環境 グループリーダー	島口 靖

6. 出席した事務局職員

庶務課課長補佐	糟谷 勲
庶務課課長補佐	磯貝 光好

業務課課長補佐	安藤 理純
庶務課庶務係長	旭 陽将
庶務課庶務係担当係長	富山 順子
業務課管理係担当係長	田邊 英徳

7. 会議の経過

(午前10時開会)

○議長（長谷川広昌） 本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席議員は10名であります。よって、令和5年第4回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。

よって、会議を開会します。

これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。

これより管理者の招集あいさつを行います。

○管理者（榎垣田政信） 議長、管理者。

○議長（長谷川広昌） 管理者。

○管理者（榎垣田政信） 皆さん、こんにちは。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日ここに令和5年第4回衣浦衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては年末の何かと慌ただしい中、ご参会をいただき、本定例会が成立いたしましたことを厚く御礼を申し上げます。

今年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症が5類に位置づけられ、行動制限もなく、各地でにぎわいが戻っていると感じております。

本組合におきましては、サン・ビレッジ衣浦の利用者数がコロナ禍の水準近くまで回復しているところでございます。その他各施設につきましても、今後もより一層安定した運営を心がけてまいりたいと考えております。

さて、本日は私どもから条例並びに補正予算それぞれ1議案を上程させていただいておりますが、何とぞ慎重にご審議の上、原案どおりご可決賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（長谷川広昌） ただいま招集あいさつが終わりました。

○議長（長谷川広昌） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において3番 岩月ひろし議員及び8番 杉浦康憲議員を指名いたします。

○議長（長谷川広昌） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（長谷川広昌） 日程第3 一般質問を行います。

一般質問は、既に通告されていますので、お手元の一般質問順序表に従い、自席にて発言をお願いいたします。また、申合せにより質問時間は1人20分以内となっておりますので厳守願います。なお、質問、答弁ともに簡潔にさせていただき、進行を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。7番、柴口征寛議員の一般質問を許可いたします。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口征寛議員。

○7番（柴口征寛） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、一問一答方式にて一般質問をさせていただきます。前回9月の第3回定例会後、一般会計補正予算にてクリーンセンター衣浦整備構想改定業務委託料事業費484万円が出されました。愛知県及び衣浦東部の広域化計画に基づき、2039年度までの現行施設の延命化を図るため令和2年度にクリーンセンター衣浦整備構想が策定されましたが、安城市環境クリーンセンターが2051年度まで現行施設の延命化を図る計画としたことから、クリーンセンター衣浦においても2051年度までを計画期間とした整備構想に改定するとのことでした。今回は令和2年度、令和3年3月に策定されましたクリーンセンター衣浦整備構想について、その内容を確認し、次期整備構想策定に向けてどのようにつなげていかれるのか伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、クリーンセンター衣浦整備構想の中の整備方針の検討に関しまして、新設時の処理規模を1日124tと設定されているかと思いますが、この設定根拠についてお願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ご質問の内容ですけれども、まず誤解のないように申し上げますが、ご質問のこの件名ですね。この整備構想につきましては、令和2年度に策定したものでありまして、おっしゃるとおり現在基本構想は改訂中であるということを申し添えさせていただきます。

それで当時、策定したクリーンセンター衣浦整備構想では新設における施設の処理規模は、環境省が平成15年に発出した廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要項の取扱いについてに規定されております算定式にのっとり、公益社団法人全国都市清掃会議が発行するごみ処理施設の計画設計要領に示された算出方法に基づき、算定をしております。算出方法を簡単に申しますと碧南、高浜両市の一般廃棄物処理基本計画を基に日当たりの将来のごみ量を算定し、これを稼働率で割ったものとなります。具体的には令和14年度の将来ごみ量を3万2,850t、想定稼働日数を266日と設定し、124tと算出をいたしました。

以上です。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） 次に、新設の場合の建設費、この想定についてお願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 現行のクリーンセンター衣浦整備構想では、新設における施設建設費は税込で133億5,400万円と見込みましたが、これもあくまで令和2年度当時の他自治体等の同規模施設の建設費実績を基に算定した見込額であり、現在は物価上昇も含め、価格は異なっています。

また、この価格につきましては一般的な熱回収施設での試算であり、メタン発酵などのエネルギー回収施設に関する費用や浸水対策に関する費用、また現在併設しております粗大ごみ処理施設の建設費用や旧施設の解体費等は含んでおりません。先ほども申し上げましたとおり、現在クリーンセンターの2051年度までの延命化や新設にかかる費用につきましては、10月に発注いたしましたクリーンセンター衣浦整備構想改定業務委託の中で現在検討しているところでございます。

以上です。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） ごみ焼却熱を利用した発電施設については、整備構想にはどのように書かれていますでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 発電施設というふうに特別書かれているわけではございませんので、このあくまで新設費につきましては、熱回収施設を設置したということの事例で積算しておりますので、当然この発電施設も入った値段というふうに理解をしております。

以上です。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） 新設とした場合の用地については、どのようになっていますでしょうか。また、サン・ビレッジ衣浦の隣の用地取得の予定についてお聞かせいただければと思います。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 新設とした場合の用地ですけれども、現行の整備構想の中では新設とした場合の用地につきましては、新たに施設を整備する場合、建設用地が必要となる。既存施設用地には空き用地も少なく、また水害時の浸水区域となっているため、新設用地には適さない。

したがって新たに用地の確保を想定するというふうにしております。したがって特に場所を指定せず、既存施設周辺の地価情報から試算を行ったものでございます。よろしく申し上げます。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） 新設で想定される土地に関しまして、面積と単価及び取得価格についてお聞かせください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 現行の整備構想では、新設における用地取得費は税込で12億1,660万円、面積は現クリーンセンター衣浦の敷地面積と同等の2万2,000㎡、単価につきましては既存施設周辺の地価情報。これは令和元年度の愛知県が提出したものでございますけれども、そこから拾って平米当たり5万5,300円と見込んでおります。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） 新設により移転したとして、現行の焼却施設の跡地につきましては、剪定枝や常設の資源ごみ回収場所として現在より広げるなどの対応ができると思っておりますが、いかがでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 現行の跡地の利活用方法など具体的内容につきましては、まだ何も決定はしておりませんが、まず、剪定枝のリサイクル施設につきましては臭いの発生に関する問題など厳しい条件がありますので、住宅地に近い現行の跡地に建設することは今は困難であるというふうを考えております。したがって現段階で組合として剪定枝のリサイクル施設をつくる考えはございません。また、そもそもの話になりますが、剪定枝のリサイクルや資源ごみの常設回収につきましては、碧南、高浜両市の環境行政が検討するべき問題、課題であると考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） 現在持込みの車両が多くなって施設内の通路で収まらず、周辺道路にまで渋滞が伸びるといった状況の日があります。先ほど、もし新設移転となった場合、今の改修場をを広げて持込み車両の流れをスムーズにすることにより、渋滞解消を図ることができるのではないかと思います。渋滞を嫌い、現在持込みを躊躇している人も気軽に利用することができるようになり、そのことで分別の意識が高まり、結果としてそれがごみ減量へとつながっていくのではないかとおもわれますが、この点いかがでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 仮に、浸水対策等を実施して隣接地に新設となれば当然渋滞に配慮した施設設計とすべきでありまして、剪定枝や資源回収がどうあれ、この渋滞対策については当然考えていかなければいけない問題だというふうには認識しております。

以上です。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） サン・ビレッジ衣浦の入浴施設と温水プール施設について伺います。ここ数年間における施設ごとの利用者数について教えてください。併せて高齢者の方のために碧南市ではシルバー券が発行されていますが、その利用者数についてもお願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） まず、サン・ビレッジ衣浦の利用者数の直近5か年の推移ということでお答えさせていただきます。これはプール、浴場、卓球施設の合計利用者数というふうになりますが、平成30年度が17万9,595人、令和元年度が16万3,563人、令和2年度が11万6,934人、令和3年度が15万9,733人、令和4年度が16万2,509人ということでございます。

それからシルバー券でございますけれども、碧南市が発行した枚数につきましては、組合のほうでは把握しておりませんので、シルバー券での利用がされた利用者数ということで申し上げますと、平成30年度が10万4,259人、令和元年度が9万5,843人、令和2年度が7万3,585人、令和3年度が10万5,083人、令和4年度が10万5,034人ということございました。

以上です。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） シルバー券につきましては碧南市のみで、高浜市では発行されておらず大変残念であります。健康維持のためにプールを利用した後、ゆっくり入浴を楽しむ、そうした時間を提供していくことは必要です。これらの施設について今後どう考えていかれるのか、お願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） このサン・ビレッジ衣浦につきましては、現在クリーンセンターの余熱を利用する施設ということで建設されております。現在、今後につきましてはクリーンセンターの方向性を検討する中で具体的な方向性が示されてまいりましたら、この温浴施設につきましても今後どのようにするかという検討がなされていくものと考えております。したがって、

今のところ、まだこれをどうするかというふうには何か決まっているということはありません。ただ、サン・ビレッジ衣浦につきましては、平成11年に共用開始をされました。そこから現在24年が経過しているということでございまして、施設の老朽化もかなり進行しているということで修繕費もいろいろかかってきております。したがって、このクリーンセンターの計画とは別に今後の在り方を検討する必要があるのではないかとというふうには考えて感じております。

以上です。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） 最後に現行のクリーンセンター衣浦整備構想の策定に当たりましては、再延命化、新設、民間委託について、それぞれ比較検討がなされていたかと思っております。現在碧南市では中部電力株式会社との民設民営の検討がなされていますが、そのことも次の整備構想では盛り込まれて検討されていくのかどうか、お答えください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 整備構想の改定委託につきましては9月の議会でご説明しましたとおり、我々は安城市の2051年ということがありますので、そこまでの延命化というか、そこまでのスケジュール、何が一番いいのかということを検討することがこの委託の内容でありますので、そこに中部電力がどうかとか、そういうことは入ってくる余地はございません。

以上です。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） 安城市との広域化が2051年度までなくなった今、現行の施設の延命化では竣工から60年弱となります。技術の進展により複数回の延命化工事の実施で長期の運転継続が可能となったとはいえ、施設の陳腐化、維持費増大は避けられないことと思われまます。前回の一般質問の最後でも申し上げましたが、やはり最新の技術を導入した新たなごみ処理施設の建設は必要であり、それを公設公営で行っていく。これが重要であると考えます。一方民設民営では、両市の市民から好評を得ているサン・ビレッジ衣浦の両施設の存続がどうなるのかも懸念されまます。将来にわたってサン・ビレッジ衣浦の両施設が市民の憩いの場の一つとして提供されることも併せてお願い申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長谷川広昌） 以上で、7番 柴口征寛議員の一般質問を終わります。

次に、1番 山口春美議員の質問を許可いたします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） おはようございます。日本共産党の山口春美です。柴口議員の一般質問に

引き続きまして、私も質問をさせていただきます。

ごみ焼却場の問題がにわかには浮上して碧南、高浜の市民の皆さん共々、大変な心配や不安を覚えているところです。この衣浦衛生組合議員の皆さん誰も手にしていない、この現在の整備計画ですが、これによりますと2030年には共用開始、運転開始がされている計画となっております。もう既に28年使っております現施設ですから、今後30年余りの延命ということは考えられないということで、私たちは新たに新設していくということの大前提にして、誰が考えても客観的にはその道しかないということを考えまして一般質問をさせていただくものです。現に碧南市のほうは、その隣の用地をグラウンド用地として買う算段も計画していたようです。それは様々揺れ動いているようですけれども、だからこの農地を潰すということについては若干心配もあるんですが、執行部が市のほうが、行政側が買い取るということも一旦テーブルに上げた土地ですので、私たちもそれを参考にさせていただきました。

そこで私は、その中で特に発電施設についてどうなのかというところで、一般質問をさせていただきます。現況のごみ発電施設の発電量だとか、そういったものについてはあまり詳しく聞いたことがないんですが、2028年、2016年にこれが完成しまして3億5,000万ですか。三つの発電機がついているということで、この計画の中にも書いてあります。それでもう10年たっているのも、もうそろそろ老朽化で改修が必要だということも、この中にポイント的にこの余熱利用施設発電機の改修というのもチェックがされているところです。それで、改めて国もこの制度をやっていく時には交付金も出したわけですからCO₂の削減目標だとか、そういうものもきちんと検証しなさいということで出されてきたと思います。10年後の現在この発電機の、改めて導入経過を伺います。費用と発電量と利用率、耐用年数について明確にお答えください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 現況のごみ発電設備、これは3基ではなくて2基でございます。その導入経緯でございますけれども当設備につきましては、平成26年度から3か年で実施いたしました基幹的設備改良工事ですね。これにおきまして循環型社会形成推進交付金の交付要件でございます二酸化炭素の排出量、これを3%以上削減するということが交付要件でございましたので、それを目的として小型蒸気発電機を2台設置したものでございます。その当時の発電設備の設置費用は約4億5,000万円でございます。また、発電量でございますけれども、発電機2台分の最大発電量は1時間当たり154kwで、令和4年度の実績で申し上げますと1年間の発電量は約71万kwアワーでございました。

次に、利用率ということでございますけれども、令和4年度にクリーンセンター衣浦で使用した電力量、これが全てで473万kwアワーということでしたので、発電量全体の約15%程度をこの発電で賄ったというふうな計算になります。

それから最後に耐用年数ということでございますけれども、これにつきましては国税庁の示す

耐用年数の適用等に関する取扱通達の付表ということで、ここに載っておりまして気力発電設備と申しますけれども、このような蒸気を利用した発電設備につきましては15年というふうにされております。なお、経済産業省も同じような数値を出しておりますが、同じく15年としておりますので、よろしく申し上げます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） この情報公開でいただいた再延命化工事内容というところに書いてあるのは、A号、B号圧縮機器更新ということで3台というふうに明記がされています。発電機は2台かもしれませんが、圧縮機更新というのもあって、事実上3台分のカウントになっているんじゃないのかなというふうに思いますけれども、もう一度はっきり教えてください。

それからCO₂を3%削減ですが、これはクリアしているんでしょうか。それについてもお答えください。それでやっぱり15%、14%ぐらいがこのごみ発電の限度なんですね。多大なお金を使っても、これだけしか貢献できないし、発電機を止めるなどということでプラスチックをどんどん燃やしたりするマイナス要因にもなっていくということで、全国的にはこれはメリット、デメリット様々な意見がありまして、最近では汚い電気と言う人たちもいます。この発電機をつけることによって、かえってごみ減量に逆行してしまうのではないかということも言われているところです。もう一度3台のところと、4億5,000万というふうに言われましたけれども、CO₂の効果ですね。教えてください。

○議長（長谷川広昌） 答弁をお願いします。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） その小型蒸気発電機ということで、今はA号、B号、それからこれが主の発電。我々は2台と言っているものですが、あと1台ですね。圧縮機更新ということがありまして、この圧縮機まで含めると3台という認識でございます。

CO₂につきましては、当時この基幹改良を行った時には当然3%をクリアしていたということでございます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 今なお、だんだん効率が悪くなっているのかもしれませんが、3%となっているんでしょうか。その当時は、国はほかのものも含めたこのCO₂削減効果ということで5,775 t、17.3%の削減が図られると言っていますが、そのとおりになっているんでしょうか。ちょうど今この全計画だと2030年に稼働するとなると、あと6年でちょうど発電機も寿命を迎える時になるので、今度はこの発電機をやめてほかの方法でごみ全体の減量をしたり、CO₂削減の抜本的な対策を含めたりして、前回のこの計画についてもざっくりとした数字を寄せ集めて

割っただけということなので、発電機が組み入れられているだろうという程度なんですけど、そう小さくもないお金ですからね。この時はこの発電ということには固執しない方向で行っていただきたいなという思いもあるんですが、その辺も含めてどうでしょうか。現況の577 t、17.3%ということはどうなんですか。これ多分、余熱利用施設、プールなんかも含めてでしようね、きっと。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 現在のCO₂、何%クリアできているかというご質問ですけれども、今はおおよそ20%程度クリアできているという状況でございます。

以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） そうすると、あの予定よりも多めに達成しているということで、その部分は受け止めます。それで、もともとサン・ビレッジは勤労関係の補助金をもらって、ほとんどただ同然でできた施設ですよ。そろそろ老朽化を迎えているというものの、衣浦の大きな、何だったかね、あのプールがなくなって、もう唯一こしかなくなった中で、ただ同然の25mのちいちゃなプールで甘んじたんですけど、できたもので、市民の唯一の憩いの場所でもなっていますので、それも含めた新設の時の余熱利用を電気発電ではなく、そういう市民の健康維持や憩いの場所にして活用するという方向性のほうが、私は合理性があるというふうに思うので、ぜひ、まだ数か月先には出てきてしまうのでね、結果が。先ほど中電とは全く関係がないと言われた部長の言葉に勇気をいただいたような気がします。独自に組合は組合として考えながら、この三択の中で進めていくのかなど。誰が考えても公設で新設で行くということが今後のごみ行政に責任を持ち、市民の期待に応える方向だというふうに思いますので、改めて指摘をさせていただいておきます。

それで、4番目のCO₂削減の20%削減で甘んじておられるわけではないと思うんですが、一方では高浜市さんが間もなく、少なくとも国基準の2030年度46%減、それから2050年度100%CO₂減ということを経済基本計画の中でうたわれると思うので、双方がそういうものを掲げた以上、衣浦衛生組合としてもこれに逆らうことはできないので、そういった方向に結果としてなっていくんじゃないかと思うんですが、こういうこともにらんで、もう今年度いっぱいですから間もなく出てきますよ。それに向けてCO₂削減の具体的な方向性と計画を明確に持つということについては決意をされてみえるんですよ。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） CO₂削減ということで2030だとか、2050ですね。ここら辺の目標

値につきましては、衣浦衛生組合自体では持ち合わせてないと。定めてないというところがございます。昨年の議会でも答弁いたしましたけれども、ここは焼却施設ということですので、この排出されるCO₂の量は焼却ごみの量の増減によるというところが大きいですので、碧南、高浜両市のごみ減量施策等、外的要因というところがございます。ですので、それぞれ両市がいろいろな数値を定めてまいりましたら、我々もそれに従っていくということは当然かなというふうに思っております。これとは別に組合単体で裁量がある部分につきましては、今後も電気や燃料の節約など、できる範囲でCO₂の削減は努めていくという考えでありますので、よろしくお願いいたします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 正論だと思います。やっぱりごみの減量をすることが、燃やさないことがCO₂削減に大きくつながってくるというふうに私もそう思いますし、やっぱりそれ以外にも施設などの関係。今度新たにつくる、私も新たにつくるということを前提にしていますので、この施設も省エネ、再エネの本当にすばらしいもの。もう国は2025年からこういう施設も含めて再エネをきちんとやっていくようにということで法律が変わりますのでね。そういうものになっていくでしょう。今ある様々な斎園だとか、リサイクルセンターだとか、そういうところも含めて、この組合が関わる施設の具体的な省エネ、再エネの年次計画を、だから同時進行でやっていただきたいです。もう、できていくのは当たり前ですから4月1日からどんぴしゃ2050、2030、足並みそろえて多分できてくると思いますよ。それを待たずに、やっぱりこの施設としては公共施設の再エネ化、省エネ化、どう進めていくのかという計画をきちんと明示してやっていくべきだと思うんですが、その決意をお示してください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 今ご質問内容につきましては、昨年の12月議会でお答えを若干しておりますけれども、組合は令和3年4月に策定しました地球温暖化対策実行化計画の事務事業編ということで、令和7年度を目標として二酸化炭素の排出量の5%削減を目指して今、日々省エネ、再エネということで取り組んでいるというところであります。

今後はその見直し時期が来ますので、そこで改めていろんな施設につきましては数値の算定や計画値の見直し等を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） すばらしい夢を描いていて、今荒居の人たちもそうですけれども、ごみで健康被害になるという心配があったけれども、あなたたち自身が住民の方々と話合って健康被害はない、ダイオキシンはないというふうに断定されました。こういうところですから人家が多

いといっても、あなたたちの論理で行けば、ここに再建しても健康被害などは出ないということになりますから。私はあの剪定枝だとか、生ごみだとかを処理する施設をつくれば、いくらバイオといえどもCO₂にはかかわりないよといえども20%以上もこの燃焼を削減すれば、それだけ3%どころか、5%どころか削減できるわけで、そういうエコのプレイランドみたいなものを、ぜひこの施設の後にはつくっていただいて、壮大なこの車も巡回できるような、北部の工場用地ではどんどん田んぼ潰してますから。工場用地によくて、この市民の生活に関わるごみ焼却場にはだめということはないと思いますので、そういうすばらしい夢を描いて、そのためには邁進していきたい、決意も共々述べまして訴えさせていただきます。

二つ目の衣浦斎園についてです。今回ではないんですが、双方の議会では霊柩車の廃止の議案がそれぞれ可決しました。この議会では3月議会に上程されるということですが、こういうふうで以前この斎園をつくった時には、もうどこもすばらしい斎園を、式場をつくってね。ここで安気に公共の葬式ができるようになるんだということで、私たちもちょっと胸を躍らせたんですが、霊柩車が廃止され、利用もどんどん右肩下がりにになってしまうのは、せっかくの思いとは裏腹になってしまい、とても残念です。それで改めて衣浦斎園の式場整備について、御存じない方もお見えかと思しますので、この経緯といつ頃、費用はどのぐらいかけて、どんな思いでつくったのか、改めて伺いたいと思います。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 衣浦斎園の再整備、式場整備につきましては、平成5年度以降、2階の法要室を通夜の葬儀式場としてご利用いただく中で、利用者や葬儀業者の方からちょっと使い勝手が悪いのではないかという声をいただいております。平成21年度に待合・斎場棟及び駐車場を改修をしたという経緯でございます。改修の内容としましては2階の斎場部分は50人収容の近代的な様式の斎場ホールに改造し、家族控室にはシャワールームやトイレを設置、それからそれまでなかった会食室及び多目的トイレを設置をしております。また、2階への棺の上げ下ろし、これが大変不便だと。中央階段から持って行くのも不便だということで、それを解消するための専用エレベーターと足の悪い方のためのエレベーター、合わせて2基を新設をしております。それから1階待合室においても高齢者や障害者への配慮のため、一部和室を洋室化することで利便性の向上を図ったもので、その時の工事費でございますけれども1億7,600万円余ということでございました。

以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） その当時、どの程度の利用を見込んでみえたのかなというふうに思うんですが、現在最新のものでは年間59回でしたか、にとどまっています。その上、あの霊柩車も

3,000円代で使えるものがもうなくなってしまうということで、否が応でも民間の霊柩車、1万円以上かかるんですが、それを使わないといけないということになってしまうわけで、マイナス要因ばかりが度重なってくるんですが、具体的に2の質問として衣浦斎園の活性化に向けてどんな対策を考えてみえるのか、教えてください。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 衣浦斎園の活性化ということで、いろいろな活性化ということで捉え方があると思うんですが、まず、斎園の活性化ということで言われておりますけれども、この斎園自体は人生の終えんを迎えた方を火葬する施設ということでございます。昨今では高齢者の増加に伴い、利用としては年々増加しておりまして年間1,200件を超え、多い時は1日9件取り扱うことも珍しくなくなってきておりまして、非常に利用が多いという状況でございます。今後ですけれども、高齢化社会の今この傾向は続いていくんじゃないかというふうに考えております。

そのような状況でございますけれども、亡くなられた方への尊厳とご遺族への配慮を第一にしまして、安心してご利用いただけるよう安定した維持管理に努めていくというのが我々の趣旨でございますので、ご理解いただきますよう、よろしく申し上げます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 碧南市はこの間、新聞にも載ってしまったんですが、ご遺体を何年、何か月間も放置して本当に尊厳を傷つけるような扱いをしてしまったということであるんですが、本当にいたたまれないなというふうに思うんです。それで実際に式場の利用については59件と私言ったんですが、これがマックスなんですか。これを、あそこで式をやる、家族葬を好まれる方、コロナのこともあってね。質素にやられたいという人のニーズも、うんと高まっています。なかなか年金で生活が厳しいということももちろんですが、そういう人たちのニーズが高まっているので、この、もうちょっと広げられないかというふうに思うんですが、マックスどのぐらいを考えてみえるんですか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） マックスということですがけれども、どのくらいがマックスかというのがちょっと計りかねますけれども、我々が見込んでいるのは年間60件程度ということでございます。令和4年度の利用が59件ということでございますけれども、どちらかと言うとこの式場については、利用件数が多いほうではなくて待合室ですね。こちらのほうの利用が多い。それから需要も待合室のほうがなかなか使えないというような要望が、今現在されているというような状況でございます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 私は、あの式場のもうちょっと件数を増やせないかなということを考えているんですが、ほぼマックスで目標どおりだというふうに言われるんですかね。この辺だと安城と刈谷があるんですが、安城の場合は無料の祭壇なんかもあって、一層その簡素にやりたい人のために、このニーズに応える措置もやられているようです。それで霊柩車が廃止されて、この後の対策なんですけど、実際に亡くなられた場合には病院で亡くなられるか、施設か、ご自宅かということなんですけど、病院、施設で亡くなられた時にお迎えに行く者が結局、衣浦衛生にはないので、葬儀屋さんにまずは病院側からも葬儀屋さんに連絡してくださいと。そこには衣浦斎園の名前、入ってないですよ。そこにちゃんと名前を載せてもらってご遺体お迎えに行くような手立てを取るということはできないのかと。そうすれば、まずはあそこにお通夜の準備で置かせていただいて、そしてもうあとは霊柩車なしでも直接火葬場に行ける地理的なメリットもあるわけだし、そういったあと一つ、その一番初めの接点ももう1時間か2時間で判断しなければなりませんよと言ってテレビのコマーシャルでも言っていますけれども、その中に衣浦斎園がなかなか入りづらいんじゃないかなというふうに思うので、そこはどうするんですか。ご遺体の搬送についての対策を、私は取るべきだと思うんですが。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ご遺体の搬送というご質問でございますけれども、質問は遺体搬送車というものです。病院から自宅や式場への遺体を搬送する車両のことということと理解しておりますけれども、この業務につきましては今組合では行っておりません。じゃあ現在どうなっているかという、葬儀業者さんをお願いをして、その葬儀業者さんが行っているということでございます。このような業務につきましては24時間体制で受ける必要があったり、いろいろ業者さんもそういう体制を整える中でやっておりますので、我々がそれに対応して、さらにこの霊柩車を遺体搬送車に例えば改造をして、それから直接ご遺体に触れる作業もございまして、それらを教育、訓練やそういう技術等もございまして、我々がこの遺体搬送車を公でやるということは考えておりませんので、よろしく申し上げます。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） ホームページを見比べてみると、まずそこで衣浦衛生が選択肢に入らなければならないわけで、そのための、例えば空き状況をホームページに上げている安城市だとかね。その手はずがとても、ちょっとまだまだ遅れている。衣浦斎園と聞いたって碧南、高浜と結びつける人は、この碧南、高浜なら分かるかもしれないんですけど分からないので、ちゃんと碧南、高浜にあるんだよというところが分かるように掲示することもイロハのイの字です。それから式場そのものを増やす策ということでは、ホームページをもう1回見直していただいて、刈谷、

安城なんかも参考にさせていただいて、その業者の人たちにこの選択肢を遠慮なく衣浦衛生につなげいただくようにするということはどうでしょうか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 式場利用を増やす対策ということでございますけれども、この碧南、高浜両市が他市と決定的に違う部分としては、両市の葬儀業者いずれもこの葬儀ホールを所有しているということがございます。これは他の市ですと、葬儀ホールを持たずにやっている葬儀業者もございますので、碧南、高浜両市については積極的に自社のホールをやめて斎園ということの流れが、利用していただけないような状況になっているということで、式場の利用率が悪いんではないかというふうに今は考えています。

それから最近、葬儀の流れが変わっておりまして、昔は火葬時間中に1回葬儀場に戻ってバスで、それから火葬の時間を待って葬儀場に来ると、そういうようなことがございました。ただ、最近家族葬ということ葬儀業者も、もうそういうことはせずに斎園のほうで直接待たれて、そのまま終わるということで、我々は、私がさっき申し上げましたとおり式場の利用よりも、その待合が少ない、待合を増やしてくれというような意見が逆に多いので、それに対応することのほうで、どっちかというとその活性化というふうに言われることについては対応策になるのではないのかなというふうに考えているところございます。

以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 火葬は誰でも碧南、高浜の市民ならば絶対には通る道ですよね。だからそれに附随して待合場が使われるというのは、もう当たり前でそれは活性化もいいですけど、せっかく造った式場なのだからホームページの見比べや、そういう対応もしていただきたいなど。

そして6番目に顧客サービスというのか、駐車場に屋根を造って、こういう太陽光をつくってあのぐらいの電気なら賄えるように対策していくこと。出入りの状況なんかは見てみえますか、現地の職員さんは。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 出入りの状況は確認はさせていただいております。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 私、行くと、全部中が見えないように覆ってあって、窓口だって中が見えないですよ、覆いがある。何であんなふうに閉鎖的にしているのかなと思うんだけど、トイレ貸してくださいとか、何かがないですかとか、聞きに行くのに窓口ぐらいはちゃんと対応する職

員と、あそこを利用された方が接点ができるように、もっと開放的に。全部解放せよとは言わないけど、何であんなに、ここもそうですけど、外が見えないようにわざわざブラインド下げて渋滞があっても知らん顔していると。こういう状況なんだけど、何であんなふうにしているの。前はそんなことなかったですよ。前通れば「こんにちは」とか「お世話になります」とか言いながら事務所にも入れたし。何であんな閉め切っちゃったのかね。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 多分閉め切ってはないとは思いますが、そのような形で何か入りにくいというようなことがあれば、私どもも改善していく必要があるかなと思っておりますけれども、そもそもこの斎園という施設柄、そう気軽に何かこう来てくれということでもございませんので、その風情そこら辺、遺族等おられる中でのことでございますので、そうオープンにということじゃない形で、ああいう感じを取っているのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） ほとんどが業者委託なので、すぐ葬儀屋さんが来てお世話されるんですけど、もともとは衣浦衛生のものだから、あそこをおられる皆さんとやっぱりちゃんと、どんな問題があるのかというのは把握する努力はしていただきたいなど。もっと開放的な雰囲気にしていただきたいなというふうに思います。

そしてもう一つは、友引問題です。友引はお休みということでやっていますが、この時代に創価学会の人も統一教会の人もキリスト教の人もこの友引、関係ないじゃないですか。そういうところには割引値段でやっていただくとか、そういう努力もしながら式場そのものの利用をもうちょっと増やしていくということができるんじゃないか。式場すら使わないかね、祭壇が違うから。そこら辺はちょっと宗教的なことはよく知りませんが、創価学会や統一教会やキリスト教の人によく聞いていただいて、友引を、こんな時代に友引だからやめということじゃなくて、移行する時期に来ていると思うんですが、それはどうですか。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 宗教のことをいろいろ私も詳しくは分かりませんが、仏教が多い中で、なかなか友引に葬儀をやるというのは遠慮されてきたのかなと。一時期コロナの時に友引も火葬したという状況はございますけれども、やっぱりだんだんそういうのが減ってきて、結局は友引にはやられないということですので、そこまでオープンにしていくかということは今後他市の状況だとか、いろいろな時代の変化もございまして分かりませんが、今時点で友引も開放するという考えはちょっとございませぬので、よろしくお願ひします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 前は火葬炉に1、2、3、4って、こうナンバーが打ってあって、4が不吉だからそれを飛ばしてやってたということで、僧侶の人たちも強く要望されて、そんな迷信にとらわれてちゃあ、科学的な行政がおかしいんじゃないかということでイロハにさせていただいたんですが、やっぱり問題提起があったら、そこを改善、どうできるのかというところで、今どき友引って言ったってね。やっぱり若い世代にそんなの脈々と続けていくのかなということも思うので、行政が自ら科学的で民主的で憲法に基づいた対応をすべきだというふうに思いますので、それもひっくるめて、あそこにまず亡くなられた初めに、その衣浦衛生と接点を持てるようなこの電話の病院への開示だとか、そういうものも含めて、ぜひ総合的に考えていただいて、私たちの大切な、必ず一度はお世話になる火葬場も含めた場所ですので、ぜひよりよい方向で頑張ってくださいように、強く要望して質問を終わります。

○議長（長谷川広昌） 以上で、1番 山口春美議員の一般質問を終わります。これで通告者の質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

○議長（長谷川広昌） 日程第4 議案第10号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） それでは、ただいま議題となりました議案第10号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料1を御覧ください。

まず1の改正の理由でございますが、人事院勧告に鑑み、組合職員の給与を改めるため、条例の一部を改正するというものでございます。組合職員の給与につきましては、人事院勧告に準じて改定をしております。令和5年8月に行われた勧告の主な内容でございますが、給料月額を平均1.1%引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ年間0.05月分、合わせて0.10月分引き上げることが適当であるというものでございます。

次に2の改正の概要でございますが、（1）期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正（第22条及び第23条関係）として、令和5年12月及び令和6年度以降に支給する期末勤勉手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり改めるというものでございます。

まず、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員のうち（ア）一般職員につきましては、令和5年12月期の期末手当を1.25月、勤勉手当を1.05月として、令和6年度以降につきましては6月

期及び12月期の期末手当を1.225月、勤勉手当を1.025月の年度合計4.50月とし、現行の4.40月から0.10月分を引き上げるといふものでございます。(イ)の特定管理職員、これは課長職の職員でございますが、令和5年12月期の期末手当を1.05月、勤勉手当を1.25月として、令和6年度以降については6月期及び12月期の期末手当を1.025月、勤勉手当を1.225月の年度合計4.50月として、現行の4.40月から0.10月分を引き上げるといふものでございます。イの定年前再任用短時間勤務職員のうち(ア)一般職員につきましては2ページへ移ります。令和5年12月期の期末手当を0.70月、勤勉手当を0.50月とし、令和6年度以降については6月期及び12月期の期末手当を0.6875月、勤勉手当を0.4875月の年度合計2.35月とし、現行の2.30月から0.05月分を引き上げるといふものでございます。(イ)の特定管理職員につきましては、令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.60月とし、令和6年度以降については6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当それぞれを0.5875月の年度合計2.35月とし、現行の2.30月から0.05月分を引き上げるといふものでございます。なお、現在特定管理職員に該当する定年前再任用短時間勤務職員は組合にはおりません。(2)の給料表の改正(別表関係)につきましては、行政職給料表(1)の給料月額を平均1.1%引き上げるといふものでございます。行政職給料表(1)の大卒の初任給で月額1万1,000円程度の引き上げで若年層に重点を置き、そこから改定率を減減させる形で全ての年代において引き上げとなっております。(3)の適用除外の削除につきましては、定年前再任用短時間勤務職員について、給料の調整額を支給対象とするといふものでございます。

3の施行期日等でございますが、(1)施行期日等はア 公布の日。ただし、第2条で規定する令和6年度以降の期末・勤勉手当の支給月数の改正及び附則第5項中、会計年度任用職員に適用される給料表については令和6年4月1日から施行する。なお、イ(ア)第1条で規定する給料表の改正については令和5年4月1日から適用し、(イ)令和5年12月期の期末勤勉手当の支給月数の改正については令和5年12月1日から適用するといふものでございます。

3ページを御覧ください。

(3)衣浦衛生組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正でございますが、アとして期末手当基礎額に乗ずる割合、以下「支給率」と言いますが、の改定が行われる年度における会計年度任用職員の支給率については、年度単位の雇用契約であること等もあることから当該職員が任用された日の属する年度の4月1日における支給率によるものとする。イとして新条例の規定による給料表の改正に伴い、会計年度任用職員の給料表を改正するものでございます。

4の条例改正による影響額は、(1)の給料につきましては総額で59万1,000円余、1人当たりの年額平均は2万4,613円の増額となります。(2)の期末勤勉手当につきましては総額で118万9,000円余、1人当たりの年額平均は4万9,529円の増額となります。

以上で、議案第10号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川広昌） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） 会計年度任用職員について、お聞きしたいと思いますが、今の衣浦衛生組合の会計年度任用職員の人数についてお願いします。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 現在、衣浦衛生組合で雇用しております会計年度任用職員はリサイクルプラザに9人、パートの職員を雇用しております。

以上です。

○7番（柴口征寛） 議長、7番。

○議長（長谷川広昌） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） 自治体によっては、正規職員に準じて会計年度任用職員を対象に本年4月まで遡及をして報酬額を改定するところがあると聞いておりますが、衣浦衛生組合はそうならないのでしょうか。そういった検討をなされなかったのかについて、お願いします。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 本来は人事院勧告の反映というものが正規職員と同様に、当該年度において反映させるべきだというふうにも思われますけれども、会計年度任用職員につきましては任用の際に報酬金額を明示しているという任用でございますので、年度途中での金額の並行というのがなじまないのではないかと。また、年度途中で反映させることで扶養の範囲外となってしまう可能性が出てくることも想定されます。年末調整が必要になるということで、業務体制が今のところ体制ができてないということもございます。近隣の状況を見ましても高浜市、みよし市さんは今回対応するというところがございますが、まだ他市での対応という年度遡及対応ですかね。ないということがございます。このあたりはまだ課題があるというふうにも思われますけれども、そのあたりは今後検討がなされていくというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川広昌） ほかに。1番 山口議員。

○1番（山口春美） ちょっと聞き取れなかったです。最後の方の高浜もうんたらかんたらで。

あの、遡及をやるの、みよしとか高浜が。国会ではこの、なるべく短くない人たちを対象に、正規と同等に行うことというのが決められているので、遡及をしていくというのは当然なんですよ。愛知県内でも遡及をやっているところがあるんですよ。だから、それもまず答えていただいて。

給与表で24人の皆さん、あるいは会計任用はここは表がないんですか。会計任用はどこに当てはまるのかも教えてください。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 県内において、今回遡及対応するというのが今申し上げました高浜市さんとみよし市さんで行われるということで、お聞きはしております。まだ、そのあたりは様々対応が分かれているというところもございますので、組合が独自でそれをどう判断するというところも難しいというふうには考えます。現状は碧南市に準じた対応ということで組合としては考えておりますので、碧南市に準じて今回は遡及対応はしないということで。今回の給料表の改正については6年の4月からの対応ということで考えております。

会計年度任用職員の給料表につきましては、この資料のほうの議案の5ページですね。のところに別表第1第5条関係ということで、こちらが会計年度の給料表となりますので、よろしく願います。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 別表1のところでは24人の方々が何号級で、職務の級はどこなのか。ずっと24人教えていただきたいのと、それから会計任用の5ページのところの1等級から11等級まである号給と、1級、2級の二つありますね、職級の級。どういうふうに散らばっているのか。9名の方は労働時間は何時間ですか。それから時給についても結果的に幾らから幾らになっているのか、教えてください。高浜市が遡及をやられるというのは、すばらしいね。どうしてそういう判断になっているの。その構成市の一つがそうやって頑張るとらせるなら、ほりゃあ、そっこのほうに寄っていくべきだと思うんだけど、9人もお見えになって。もう、そういう都合の悪い時は碧南市にくっついて。それは初耳で、とてもちょっとお正月を前にしてハッピーな気持ちですけれども。どうしてまた、そういうふうにされたのか。組合としてはどうやって把握しているの、珍しいね。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） それぞれの職員数でございますが、まず、主事級でございますけれども、1級は0人です。2級が1人、3級が2人、主査級で4級が1人、係長級で5級が10人、課長補佐級で6級が4人、課長級で7級が2人と。部長級でございますけれども、8級が1人、9級は0人と。また、再任用職員が3級でございますけれども3人おまして合計24人ということでございます。また、それぞれの影響額でございましたかね。主事級でございますけれども3人、2級、3級含めて3人でございますけれども、1人当たり4万3,063円ということでございます。主査は1人でございますので、ちょっと答弁は控えさせていただくということで、係長

級は10名ございますけれども、1人当たり4万6,732円の平均でございます。課長補佐級は4人おりますけれども、1人当たり5万955円と。課長級が2人ございまして、平均1人5万7,506円、部長は1人ですので答弁は控えさせていただきます。会計年度任用職員ですけれども、ちょっと個別にはちょっと資料を持ち合わせておりませんけれども、時給につきましては改正後1,075円から1,168円という状況でございます。

以上です。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 若い人たちに手厚くして、大卒の新入で1万1,000円お給料のほうが上がるというふうに言われたんですけど、そういう人はさすがにお見えにならずに最低が3人の方、主査級の方でその人も割と給料の上げ幅は厚いということなんですね。それで最低賃金が1,027円に愛知県になりましたけれども、それに毛が生えたぐらいのところでは1,111円ということでは、まだまだ不十分で私たち1,500円の時給を求めているんですが、そうすると同一労働、同一賃金ということで、ほぼ同じ水準になるんじゃないかということです。この人たち9人の会計任用は労働時間は7時間半だとか、上限、碧南市の場合は切っているんですが、そういう方もお見えになって、もしその方がお見えになるなら遡及して、給与引き上げは無論のことやっていくべきだと思っておりますが、それから勤勉手当は会計任用の方はなくなるんですか。それはどういうことなのか。期末と勤勉手当を分けた理由と、それから会計任用の人も同等に二手に分けて支給されるのか、教えてください。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 先ほどのちょっと答弁漏れで、会計年度の勤務時間でございますけれども、1日5時間45分ということに、また週当たり2.5日の出勤をしております。この勤務時間でございますとボーナスの支給の規定ですね。週15.5時間に満たないということで、期末手当の支給はございません。

以上です。

○議長（長谷川広昌） ほかに。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長谷川広昌） 挙手全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されま

した。

○議長（長谷川広昌） 続きます、日程第5 議案第11号 令和5年度衣浦衛生組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 議長、事務局長。

○議長（長谷川広昌） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました議案第11号 令和5年度衣浦衛生組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動及び令和5年人事院勧告による人件費の調整並びに繰越金の一部を施設整備基金に積み立てさせていただくものでございます。

それでは、資料に沿ってご説明をいたします。1ページを御覧ください。

令和5年度衣浦衛生組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ5,643万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億875万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算の補正」によるというものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入歳出補正予算でございますが、歳入では財産収入及び繰越金の増額をするものでございます。歳出では、総務費、衛生費及び公債費の増額をするものでございます。

10ページ、11ページのほうのほうをお開きください。

2の歳入でございますが、3款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金の補正額は31万1,000円を増額し、63万8,000円とするもので、これは基金利子収入で施設整備基金利子の確定によるものでございます。

次に、4款繰越金1項繰越金1目繰越金の補正額は5,612万6,000円を増額し、9,712万6,000円とするもので、これは令和4年度決算により繰越額が確定したことによるものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

3歳出でございますが、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の補正額は84万9,000円を増額し、7,931万2,000円とするもので、これは2節給料から4節共済費において人事異動等により、それぞれ増額及び減額とするものでございます。次に、3款衛生費1項清掃費1目清掃総務費の補正額は5,543万4,000円を増額し、1億8,563万3,000円とするもので、これは2節給料3節職員手当等、14、15ページに移ります。4節共済費で人事異動等によりそれぞれ増額を、24節積立金は衣浦衛生組合施設整備基金事業において繰越金の一部4,958万2,000円を積み立て

るため増額とするものでございます。

ここで衣浦衛生組合施設整備基金につきまして、改めてご説明を申し上げます。本基金につきましては、施設の修繕工事に充てる基金として令和元年度に起こりました火災による保険金およそ6億円を原資とし、令和3年12月議会において制定いたしましたもので、今後見込まれる修繕工事としましては、クリーンセンターの突発的な大規模修繕工事をはじめ各施設においても老朽化による修繕工事または災害対策等が想定され、そうした場合の財源として補助金や起債が充てられないものについては本基金を活用し、両市の財政負担の軽減及び平準化を図ってまいりますのでございます。なお、本基金の積立方法でございますが、両市と協議の上、基本的に前年度からの繰越金を積み立てていくこととしておりまして、取り崩す場合についても協議の上、最善の活用努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に2項環境衛生費1目斎園費は2節給料から4節共済費で、人事異動等によりそれぞれ減額を、24節積立金はこれら給与費の減額補正による不用額を施設整備基金に積み立てるものでございます。清掃費の積立金と合わせますと、合計5,437万円を積み立てる予定でございます。

なお、補正予算分を含む基金残高は6億7,594万9,100円となりますので、よろしくお願いいたします。

16ページ、17ページをお開きください。

4款公債費1項公債費2目利子の補正額は15万4,000円を増額し、811万8,000円とするもので、これはごみ処理施設建設で令和4年度借入分の利率が確定したことによる増額でございます。

18ページから19ページには給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第11号 令和5年度衣浦衛生組合一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川広昌） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。1番 山口議員。

○1番（山口春美） 全体的な給与と期末手当の関係では、先ほどの条例で指摘もさせていただきました。先ほど9名の会計任用の方はボーナスも勤勉手当もなしということと言われてたですけれども、それぞれのご家庭の働き方の違いもあるでしょうけど、もともと募集がボーナスも期末手当も出さない方向で時間区切って採用しているんじゃないかなという懸念もするので、そういうことではなくて多くの人たちが女性です。女性の賃金格差なくしていくためにも、ちゃんと会計任用についても、そんな細かな設定で募集するんじゃなくて、可能な限り長く働いていただく生活安定のために女性も経済的な自立を促していくという、こういう立場で雇用していただきたいということも一つ苦言として申し上げておきます。

それから、先ほど基金の積み立てで6億7,000万と言われましたけれども、その中に建替費用ということは言われませんでした、あえて。私たち新設でつくる計画ですので、それは交付金と

起債でやって持ち金はないということで、この基金も例えば使うことも想定されないと。普通こういう大きなものをつくる時は交付金と借金でやって、現金は要らないということで判断していてよろしいのでしょうか。それも確認したいと思います。あえて言われなかったのですね。ちょこちょこ修繕みたいなことを言われたので、お願いします。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 基金の活用というところにつきましては、今現在予定しておりますのは、今後の改修費用に充てたいというふうに考えております。また、延命化工事はどうなるかというのは今検討しているところでございますけれども、それに限らずクリーンセンターなり、その他の施設の設備等は大変改修に費用がかかるものでございますので、基本的にはそちらを中心に優先的に充てていくと。その後、建替費用はというところは、ちょっとこの現時点ではまだ検討はしておりませんので、よろしく願いいたします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 普通、市民感覚でいうと頭金ためないとローンが大変になるということで自分で現金を持っていないと、なかなかお家を持つことに踏み切れないんですが、この、こと公共施設でゴミ焼却場となると、その、もともとそのお金は税金で集めなきゃあいけないので借金と起債とそれから交付金とでやっていくという。通常考え方はそういうことなんですか。念のために確認します。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 建替という次元になりますと、やはり両市の財政のこともございますので、基金を両市で積むということもいろいろ考えられると思います。組合が持つべきかというのもまだまだ検証は必要だと思いますので、現時点ではそれはお答えできないということで、よろしく願いいたします。

○1番（山口春美） 議長、1番。

○議長（長谷川広昌） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） もともとこういう形で基金を組合が持つことについては、本来あるべきではないというふうに思います。そういう異常事態があって保険金が下りてきたので、今まで繰り出した部分を両市にお返しするというのが賢明なやり方だというふうに思うんですが、あえて基金を作られたのですね。もう1回繰り返しますが、その負担金で構成されている組合ですから、その建替の時には現金を直接出してくださいと言うよりは、恐らく碧南、高浜の承諾を得て組合基金としてやっていくのか。組合基金、起債としてやっていくのか。そこはどうなんですかね。その一部は、何割かは現金としてお互いの負担金で振り分けるということなんですか。過去の例も

含めて、ここ造った時だとかも含めて。ちょっと参考のために、そろばんをちゃんとはじいとかなないと。新設、新設と言っても。財政的にね。バックがなければだめなので。私たち、これで押していきますので。

○庶務課長（高橋文彦） 議長、庶務課長。

○議長（長谷川広昌） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦） 現時点で何も決まっていない時点、ところでお答えができないということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（長谷川広昌） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） ほかに。

質疑もないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川広昌） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長谷川広昌） 挙手全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（長谷川広昌） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。

○管理者（禰亙田政信） 議長、管理者。

○議長（長谷川広昌） 管理者。

○管理者（禰亙田政信） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日私どもからご提案させていただきました案件につきましては、慎重なる審議をいただきまして原案どおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

組合議員の皆様におかれましては本年1年を通じまして、組合事業推進に格別のご支援、ご協力を賜りまして心より厚くお礼を申し上げます。

来たる年におきましても本年同様、改善意識を常に持って両市民の負託に応えるよう、職員一同努力してまいりますので、一層のご理解、ご支援を賜りますよう、お願いを申し上げまして御礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（長谷川広昌） 以上で、今期定例会の付議事件は全て終了いたしました。

よって、令和5年第4回衣浦衛生組合議会定例会は、これにて閉会いたします。

慎重審議、誠にありがとうございました。

(午前11時27分閉会)

以上は、令和5年12月26日に行われた令和5年第4回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

令和5年12月26日

議 長 長谷川広昌

議 員 岩月ひろし

議 員 杉浦康憲